

令和8年度
公益財団法人さいたま市産業創造財団 契約職員募集案内

受付期間 令和8年6月18日（木）から令和8年7月7日（火）

【郵送の場合は7月7日（火）17時必着】

公益財団法人さいたま市産業創造財団へメール、郵送又は持参により
お申込みください。

※郵送の場合は簡易書留郵便で申し込んでください。

（書類の提出先及び問い合わせ先）

公益財団法人さいたま市産業創造財団 企画総務課
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号
電話 048-851-6696
HP アドレス <https://www.sozo-saitama.or.jp>
e-mail soumu@sozo-saitama.or.jp

1 職種、募集人数及び職務の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 職種及び募集人数 | 勤労者福祉サービスセンター（ワークジョイさいたま）契約職員 1名 |
| (2) 職務概要 | 公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）が行う市内中小企業勤労者に対する福利厚生事業に関する企画・立案・実施、自動車を運転しての営業活動、予実管理補助、事業計画書作成補助、SNS投稿等の広報事務、一般事務、OA事務及び電話・窓口対応業務等 |
| (3) 勤務地 | 原則として、公益財団法人さいたま市産業創造財団及び財団が指定する施設とします。 |

2 採用期間

採用期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとなります。
なお、勤務実績の評価等により、1年ごとの更新をする場合があります。

3 雇用期間

通算して最長5年を限度とします。

4 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 業務を遂行するために必要となるPC操作スキル（Word、Excel、PowerPoint、e-mail、オンライン会議ソフト等）を活用した業務の処理能力を有すること。
- (2) 他職員と連携、協力して業務を行える協調性を有すること。
- (3) 通勤が可能で、財団諸規程を遵守し、かつ、業務に専念できること。
- (4) 健康で、職務に対してやる気と情熱を有していること。

5 審査内容等

募集に伴う審査及び合格発表は次のとおり実施します。

- (1) 第1次審査（書類審査）
 - ア 審査方法 応募書類をもとに、書類審査を実施します。
 - イ 合格発表 7月上旬を予定しています。合格者のみ通知を発送します。
- (2) 第2次審査（面接審査）
 - ア 審査方法 第1次審査合格者に対し、面接審査を実施します。
 - イ 審査日時 7月15日（水）AMを予定しています（場所については第1次審査合格通知書にて通知します。）。
 - ウ 合格発表 7月下旬を予定しています。対象者全員に通知を発送します。

※電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。

6 応募方法

提出書類	① 契約職員応募申込書（別紙1） ② 職務経歴書（別紙2）	
申込	方 法	郵送（簡易書留郵便）又は持参により申し込んでください。
	受付期間	令和8年6月18日（木）から令和8年7月7日（火）まで 【郵便の場合は必ず簡易書留郵便：7月7日（火）17時必着】 ※ 7月8日（木）以降に到着、又は持参された場合は、理由の如何を問わず受理できません。
	提出先	〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号 公益財団法人さいたま市産業創造財団 企画総務課

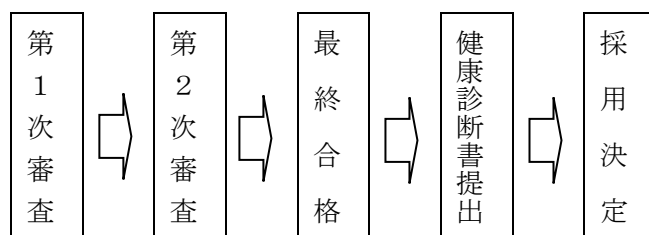
※応募書類は、**財団ホームページからダウンロード**してください。

※応募書類は、必ず**本人がパソコンで作成**してください。また、記載事項の不備や提出された書類に不足等があった場合は、受理できませんので注意してください。

※提出された書類は、返却いたしません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、合格発表後速やかに適切な健康診断書を提出してください。なお、これに係る費用は当財団が負担します。
- (2) 提出された診断書の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合には、合格を取り消します。
- (3) 受験資格がない場合や、受験申込書の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。



8 給与・勤務条件等

- (1) 給与 月額 300,000円

この他に通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び業務に係る旅費が、財団規程に基づき支給されます。

- (2) 勤務日及び勤務時間

原則として、月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分（休憩1時間含む）

- (3) 休日等

原則として、日曜日、土曜日及び祝日、並びに12月29日から翌年1月3日までの日

- (4) 休暇

年次有給休暇の日数は、財団規程に基づきます。

- (5) 社会保険等

社会保険、雇用保険等は、各法令に基づき適用されます。

9 審査結果の開示について

この審査の結果については、開示の請求をすることができます（応募者本人に限る。）。

開示請求のできる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次審査不合格者	第1次審査の満点、総合得点及び総合順位	それぞれの審査の合格発表日から1ヶ月間	必ず応募者本人が、本人確認書類を持参のうえ、さいたま市産業創造財団へ請求してください。
第2次審査不合格者	第2次審査の満点、総合得点及び総合順位		

※電話、郵便等による請求はできません。

（書類の提出先及び問い合わせ先）

公益財団法人さいたま市産業創造財団 企画総務課
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

電話 048-851-6696

HP アドレス <https://www.sozo-saitama.or.jp/>

e-mail soumu@sozo-saitama.or.jp